

第 1 7 8 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第178回組合会会議録

平成27年2月27日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル3階「ウィンザー」において第178回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- 議案第1号 専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて
- 議案第2号 平成26年度変更事業計画及び予算（第1次）について
- 議案第3号 平成27年度事業計画及び予算について
- 議案第4号 千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 議案第5号 千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について
- 議案第6号 千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について

招集年月日 平成27年2月27日
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（4名）

- 3番 小坂泰久
- 11番 相川勝重
- 13番 太田洋
- 17番 岩田利雄

市町村長以外の議員（10名）

- 2番 坂居由一
- 4番 鈴木諭
- 6番 松本孝則
- 8番 須藤和人
- 10番 根本一也
- 12番 伊藤教文
- 14番 渡部智之
- 16番 高橋邦芳
- 18番 松井一彦
- 20番 村山桂一

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（6名）

- 1番 熊谷俊人
- 5番 佐久間隆義
- 7番 星野順一郎
- 9番 松崎秀樹

15番 宮本 泰介
19番 根本 崇

委任を受けた議員は、次のとおりである。(1名)

13番 太田 洋(委任者6名)

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局 長	若 菜 幸 二
事務局次長兼経理課長	海 宝 弘 展
出納長兼保健課長	宍 倉 敦 夫
監査室長兼情報管理課長	榎 田 研 二
年金課 長	木 川 稔
総務課 長	五木田 雅 之
福祉課 長	布 施 幸 一
総務課長補佐	多 田 芳 子
情報管理課長補佐	関 裕 行
年金課長補佐	吉 田 利 幸
施設 長	森 澄 生
施設管理課長	工 藤 誠
施設管理課付課長補佐	植 松 一 彦
施設管理課付課長補佐	別 部 光 洋
主幹兼施設管理係長	伊 藤 篤 史

開 会 (時刻12時55分)

事務局長 事務局長の若菜でございます。定刻前ではございますけれども、本日出席予定の組合会議員の皆さまがお揃いでございますので、組合会を進めさせていただきます。開会に先立ちまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、出席をいただきました市町村長議員4名、委任状を提出されました市町村長議員は6名、合計10名でございます。また、職員側議員につきましては10名全員のご出席をいただいております。したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定により定足数に達しておりますので、ただ今から、議事日程にしたがいまして、第178回組合会を開会させていただきます。

開会にあたりまして岩田議長からごあいさつを賜り、以降の進行についてもよろしく願いいたします。

議 長 それでは、組合会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、第178回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の折、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げる次第でございます。

さて、本日、上程いたします主な議案は、「平成26年度変更事業計画及び予算(第1次)」、「平成27年度事業計画及び予算」並びに「予算に関連する諸規則等の一部改正」につきまして、ご審議を賜るものでございます。平成27年度の事業計画及び予算の策定にあたりましては、総務省から示されます「地方公務員共済組合の事業運営について」及び「予算編成関係資料」に基づき、編成作業を行ったものでございます。

それでは、平成27年度事業計画及び予算の概要を申し上げます。まず、組合員数の状況でございますが、平成27年度末の組合員数は、5万6,131人で、前年度より16人の増加を見込むものでございます。

次に、短期経理でございます。平成27年度の財源率の設定にあたりましては、短期経理の欠損金補てん積立金を満額積み立てることと、収支均衡を図ることを前提として、計算をいたしましたところ、短期給付財源率につきましては、平成27年度においては、千分の1.6引き下げ、千分の85.2とするものでございます。

次に、長期経理でございます。既にご案内のとおり、年金につきましては、本年10月に共済年金の厚生年金への一元化が施行される所でございます。また、新たに創設される「年金払い退職給付」につきましても、本年10月に施行されることから、当組合といたしましては、これらの業務の施行に遺漏のないよう適切に対処してまいり所存でございます。

次に、保健経理でございます。財源率につきましては、保健経理の将来推計において、各年度、当期利益金が発生し、積立金については、一定額以上維持できる見込みであることから、組合員及び構成団体の負担を軽減するため、千分の0.08引き下げ、千分の4.40とするものでございます。事業内容については、保健事業の根幹である疾病予防事業をはじめ、各種保健事業を引き続き実施するものでございます。なお、事業の実施にあたっては、データヘルスの観点から、医療情報との突合をはかり、健康の維持・向上に資する有効な事業の調査研究も行っていくものでございます。また、「那須の森ヴィレッジ」につきましては、専門家による建物等の老朽化診断及び改修計画に基づき、改修工事を行うものとし、その費用については、貯金経理の剰余金を活用し、当該経理から、5,760万円の相互繰り入れを行うものでございます。

次に、宿泊経理でございます。「オークラ千葉ホテル」につきましては、平成27年度も引き続き、「常ににぎわいのあるホテル」を目指すとともに、ホテル収益の基盤である婚礼の受注件数拡大に向け、ホテル全体をあげて販売強化に努めるものでございます。なお、今後の施設改修に備えるため、平成27年度から、施設収入の2.5パーセントを「特別修繕引当金」として、引き当てるものでございます。

次に、貯金経理でございます。共済貯金の支払利率につきましては、2.1パーセントに据え置くものでございますが、引き続き、有価証券を中心に安全有利で効率的な運用に努めてまいります。

各事業経理の詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、充分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、職員側議員の皆さまにおかれましては、去る2月16日から20日までの間、各地区において、地区別共済制度研修会を開催し、組合員への予算の周知、意見、要望等の集約にご尽力いただきましたことに感謝申し上げます、議長のあいさつと代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は、本日1日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、本日の会議を、1日と決定いたします。

議 長 次に、会議録署名議員の選挙について、お諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は、議長において指名することで、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側11番相川勝重議員、職員側12番伊藤教文議員の両名を指名いたします。

議 長 これより議案の上程を行います。議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」、事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい。総務課長。

総務課長 はい。総務課長の五木田でございます。それでは議案第1号、専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて上程させていただきます。議案第1号をご覧いただきたいと存じます。このことについて、組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成27年2月9日に別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。それでは、こちらの資料を2枚おめくりいただきまして、千葉県市町村職員共済組合定款の一部を変更する要綱書の1ページ目をご覧いただきたいと思っております。まず、第1の変更の目的でございます。定款準則の一部改正において、市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区における組合員のうち、いわゆる任意継続組合員の退職のときの市町村について、新たに「定款変更一般

地方独立行政法人」及び「職員引継等合併一般地方独立行政法人」が加えられたことに伴い、所要の変更を行うことを目的とするものでございます。次に2でございます。地方公務員等共済組合法施行令の一部改正により、70歳未満の組合員又は被扶養者が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額について、現行の3段階の所得区分が5段階に細分化されたことに伴い、家族療養費附加金の基礎控除額の所得区分を変更するため、所要の変更を行うことを目的とするものでございます。

次に第2、変更する事項でございます。1といたしまして、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者の退職のときの市町村について、「定款変更一般地方独立行政法人」及び「職員引継等合併一般地方独立行政法人」を加えるものでございます。こちらは第9条第4項関係でございます。次に2でございます。上位所得者区分が細分化されたことに伴い、施行令第23条の3の4第1項第3号に掲げる組合員を加えるものとするものでございます。こちらは第36条関係になるものでございます。

次に第3、施行期日でございます。1といたしまして、この変更は、公告の日から施行し、変更後の千葉県市町村職員共済組合定款の規定は、平成27年1月1日から適用するものでございます。2といたしまして、適用日前行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例によるものでございます。こちらの説明につきましては、以上でございます。

議長 はい。ただ今議案第1号について説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 以上で質疑の終結をいたします。
議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。挙手全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成26年度変更事業計画及び予算（第1次）について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい。総務課長。

総務課長

それでは続きまして、議案第2号、平成26年度変更事業計画及び予算第1次についてを上程させていただきます。議案第2号をご覧くださいと存じます。平成26年度変更事業計画及び予算第1次を別冊のように定めるものとするということで、1枚おめくりいただきますと、平成26年度変更事業計画及び予算(第1次)の予算書がございます。こちらの予算書につきましては、昨年12月末日の実績に基づきまして予算を変更したものでございます。それでは、この表紙を1枚おめくりいただきまして、緑の紙で26年度事業計画変更の概況がございます。本日は、この概況を用いまして、収支予定等の変更についてご説明をさせていただきます。それでは、概況の1ページをご覧くださいと存じます。まず1の短期経理でございます。1の短期貸付金の変更については、貸付経理への貸付金を次のとおり変更するものでございます。変更後は56万円になるものでございます。こちらは、高額医療貸付と出産貸付の資金となるものでございます。次に2の収支予定の変更については、下の表をご覧くださいと存じます。収支予定の変更に伴いまして、収支差し引きした結果につきましては、変更後の一番下の欄をご覧くださいと存じます。7億5,368万6,000円の当期利益金が生じる見込みでございます。

次に2の長期経理でございます。収支予定の変更については、こちらでも下の表をご覧ください。まず収入の科目でございますが、負担金、掛金ということで、変更後の合計額でございますが、764億6,718万8,000円となる見込みでございます。一方、その下の支出でございますが、負担金払込金、掛金払込金として同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

次に3の預託金管理経理でございます。1の長期貸付金の変更については、他経理への貸付金を次のとおり変更するというので、表をご覧ください。区分でございますが、貸付経理への貸付金ということで、変更後は207億7,006万7,000円になる見込みでございます。次に2の収支予定の変更についてで、ございます。下の表にあるとおり、この経理の収入は利息及び配当金のみでございます。変更後は5億4,103万6,000円になる見込みでございます。続きまして、概況の2ページをご覧ください。一番上の表でございますが、預託金管理経理の支出でございます。この経理の支出は支払利息のみでして、この表の右から2番目の合計をご覧ください。変更後は、5億4,103万6,000円となり、こちらでも連合会へ返済をするものでございます。次に3、資産構成割合の変更についてでございます。下の表の真ん中に変更後という所がございます。こちらの合計金額でございますが、219億8,152万6,000円となる見込みでございます。

続きまして4の業務経理でございます。収支予定の変更につきましては、こちらでも下の表をご覧くださいと思います。収支予定の変更に伴い、収支差し引きをいたしますと、変更後で3,157万5,000円の当期損失が生じる見込みとなるものでございます。

次に5、保健経理の収支予定の変更でございます。こちらでも表をご覧ください。収支予定の変更に伴いまして、収支差し引きをいたしますと、変更後は下から二つ目になります。当期利益金ということで、9,91

2万4,000円となる見込みでございます。

次に6の保健経理第2でございます。こちらの収支予定の変更につきましては、概況の3ページにお移りいただきたいと存じます。上の表でございますが、下の右から2番目、こちらが変更後の収支を差し引きしたものになります。変更後では、3,644万8,000円の当期損失金が生じる見込みでございます。

次に7、保健経理第3でございます。こちらの収支予定の変更につきましても、表をご覧ください。収支予定の変更に伴いまして、収支差し引きをいたしますと、変更後は548万5,000円の当期利益金が生じる見込みでございます。

次に8の宿泊経理でございます。こちらの収支予定の変更につきましても、表をご覧ください。変更後の一番下の欄でございます。収支差引をいたしますと、1億6,184万円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

次に9、貯金経理でございます。こちらの収支予定の変更につきましては、概況の4ページにお移りいただきたいと存じます。こちらの上の表の当期利益金、右から2番目の欄をご覧くださいなのですが、収支予定の変更に伴いまして、収支差し引きをいたしますと、変更後で33億2,048万円の当期利益金が生じる見込みとなるものでございます。

次に10、貸付経理でございます。1の借入金の変更についてでございますが、こちらにつきましては、先ほど短期経理、そして預託金管理経理の中でご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。2の収支予定の変更についてを、ご覧いただきたいと存じます。こちら表をご覧ください。収支予定の変更に伴いまして、収支差し引きをいたしますと、変更後は2,568万9,000円の当期利益金が生じる見込みでございます。

最後に11、物資経理でございます。1の借入金の変更についてでございますが、表をご覧ください。区分につきましては、貯金経理より借入金として、変更後は23億8,410万円となる見込みでございます。また、2の収支予定の変更についてでございますが、こちら表をご覧ください。収支予定の変更に伴いまして、収支差し引きをいたしますと、変更後では197万円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

以上をもちまして、平成26年度変更事業計画及び予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今議案第2号「平成26年度変更事業計画及び予算（第1次）について」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　それでは以上で質疑を終結いたします。
これより採決をいたします。議案第2号「平成26年度変更事業計画及び予算（第1次）について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君

の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号「平成27年度事業計画及び予算」を議題といたします。事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい。総務課長。

総務課長 それでは続きまして、議案第3号「平成27年度事業計画及び予算」を上程させていただきます。議案第3号をご覧いただきたいと存じます。平成27年度事業計画及び予算を別冊のように定めるものとするということで、1枚おめくりいただきますと、平成27年度の予算書がございます。こちらにもまた表紙をおめくりいただきますと、緑の紙で27年度事業計画の概況がございます。本日の説明につきましては、この概況を用いまして、説明をさせていただきます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、概況の1ページをご覧いただきたいと存じます。まず、1の総括でございます。(1)地方公共団体の数でございますが、一番右側にありますとおり計100団体で、平成26年度と変更がないものでございます。次に(2)の組合数でございます。こちらは表の右から3番目、平成27年度末推計の下から2番目の合計欄をご覧いただきたいと存じます。5万6,131人を見込み、前年度と比較いたしますと、一番右の欄にありますとおり、16人の増加となる見込みでございます。次に(3)給料(標準報酬)月額及び平均給料(平均標準報酬)月額ということで、こちらにつきましては、平成27年10月から標準報酬制に移行するため、標準報酬月額と名称が変わるものでございます。ここの表では、右から3番目の平成27年度末推計の欄、下から2番目の合計欄の上段、長期の欄をご覧いただきたいと存じます。こちらの括弧書きでございますが、1人当たりの平均標準報酬月額となるものでございます。41万4,199円を見込むものでございます。その下は、短期でございます。括弧書きにありますとおり、平均標準報酬月額は、41万3,230円を見込むものでございます。なお、標準報酬月額には、諸手当も含まれているものでございます。

次に概況の2ページをご覧いただきたいと存じます。このページでは、中ほどにございます(4)被扶養者数の表をご覧いただきたいと存じます。こちらにも右から3番目の平成27年度末推計の被扶養者数の合計欄をご覧いただきたいと存じます。4万8,519人を見込みます。前年度と比較いたしますと、22人の増加となる見込みでございます。

次に概況の3ページをご覧いただきたいと存じます。2の短期経理でございます。(1)給料と掛金、負担金との割合(短期給付)ということで、この表は財源率を示したものでございます。この表では、一般職と

特定消防組合員の方には、本来の財源率に1.25の手当率が乗じられておりますので、財源率の説明につきましては、その下の(1)の2、期末手当等と掛金、負担金との割合の表でご説明させていただきます。組合員種別の一般組合員、一般職の所の平成27年度4月から9月の欄をご覧くださいと存じます。掛金、負担金ともそれぞれ42.60パーミルにするものでございます。平成26年度よりもそれぞれ0.8パーミル引き下げとさせていただきますものでございます。次に(1)の3、標準報酬月額及び標準期末手当等の額と、掛金、負担金との割合(短期給付)についてでございますが、こちらは先ほど説明しましたとおり、平成27年10月から標準報酬制に移行するため、標準報酬月額に係る率と標準期末手当等に係る率は同率となることから、表は一つになるものでございます。次にご覧いただきたいのが、(2)の2、期末手当等と掛金、負担金との割合、介護保険でございます。表の組合員種別が一般組合員の一般職の、平成27年度4月から9月の欄をご覧くださいと存じます。掛金、負担金とも5.44パーミルを措置させていただきます。それぞれ平成26年度よりも0.12パーミルの引き下げとなるものでございます。(2)の3の表につきましては、平成27年度4月から9月と同率でございます。次に概況の4ページをご覧くださいと思います。ここでは、(4)の給付の実績及び推計の表をご覧くださいと存じます。こちらの区分にありますとおり、法定給付そして附加給付、一部負担金払戻金の合計でございますが、平成27年度末推計Cの所でございます。156億3,867万5,000円になる見込みでございます。また、その下の(5)、拠出金等の実績及び推計の表でございますが、こちらは区分の上段でございます、前期高齢者納付金から退職者給付拠出金の平成27年度末の推計の割合の欄をご覧ください。割合は、40.13パーミルになる見込みでございます。続きまして(6)資金計画でございます。こちらは表にありますとおり、左側が損益計算になっております。概況の5ページにお移りいただきたいと存じます。左側の一番下でございます損益計算の差引本年度利益金でございますが、収支差引をいたしますと、7,587万6,000円の利益金が生じる見込みとなるものでございます。その隣でございます差引次年度繰越利益剰余金は、34億5,145万1,000円となる見込みでございます。

続きまして3の長期経理でございます。長期経理につきましては、平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一をされることから、平成27年9月までの経理となるものでございます。(1)の給料及び期末手当等と掛金・負担金の割合(財源率)でございますが、ご覧いただきたいのは、区分の一般組合員等の一般職の期末手当等の額に乗じる数値の平成27年度4月から8月の欄になります。掛金は84.62パーミル、負担金は84.883パーミルとなります。その隣の9月でございますが、掛金は86.39パーミル、負担金は86.653パーミルとなり、それぞれ1.77パーミルの引き上げとなるものでございます。次にご覧いただきたいのは、(3)の資金計画でございます。表の左側でございます、損益計算の一番下、収入の計でございますが、403億7,388万2,000円を見込むものでございます。続きまして概況の6ページをご覧ください。長期経理の支出でございますが、やはり左側の一番

下の計をご覧ください。収入と同額となりまして、全額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

次に4、厚生年金保険経理でございます。この経理は、平成27年10月から新たに設けられる経理となるものでございまして、主に厚生年金相当部分に係る経理となるものでございます。(1)標準報酬月額及び標準期末手当等の額と組合員保険料・負担金の割合の表をご覧くださいと存じます。平成27年度は10月から3月で、組合員保険料・負担金ともに86.39パーミルとなるものでございます。次にご覧いただきたいのは、(3)の資金計画でございます。こちらの表の左側にあります損益計算の収入の計でございますが、367億7,817万4,000円となる見込みでございます。一方、支出につきましては、負担金払込金、組合員保険料払込金として同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

次に5、退職等年金経理でございます。この経理につきましても平成27年10月から新たに設けられる経理ということで、退職等年金給付に係る経理になるものでございます。(1)の標準報酬月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金の割合でございます。平成27年度10月から3月で、掛金・負担金ともに7.5パーミルになるものでございます。次に(2)の資金計画でございます。左側の損益計算の収入の計をご覧ください。25億8,454万円を見込むものでございます。支出につきましては、やはり負担金払込金・掛金払込金として同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

続きまして6の預託金管理経理でございます。(1)の資金計画でございますが、こちらにつきましては、概況の7ページにお移りいただきたいと存じます。左側の収入の計でございますが、利息及び配当金として4億4,864万7,000円を見込むものでございます。一方、支出につきましても、支払利息のみでございます。こちらでも同額を全国市町村職員共済組合連合会に返済するものでございます。次に2の資産の構成割合でございます。下の表の真ん中にご覧いただきます平成27年度末の推計額Bの所の合計欄をご覧ください。185億1,012万4,000円となる見込みでございます。

次に7の業務経理でございます。(1)事務費の額(1人当たり)ということで、こちらは表の区分の一番上にご覧いただきます事務費でございますが、一番右の平成27年度は、9,899円とし、平成26年度よりも298円引き下げになるものでございます。続きまして(2)資金計画でございます。こちらの表の左側、損益計算の収入の計をご覧ください。7億5,744万円を見込むものでございます。支出の計は8億884万円を見込み、収支差引いたしますと、差引本年度損失金ということで、5,140万円を見込むものでございます。その隣の差引次年度繰越利益剰余金でございますが、11億7,807万円となる見込みでございます。

続きまして8の保健経理でございます。(1)給料と掛金・負担金との割合(福祉事業)につきましては、概況の8ページにお移りいただきたいと存じます。財源率の説明は、期末手当等でさせていただきますので、(1)の2期末手当等と掛金・負担金との割合(福祉事業)の表をご覧ください

ただきたいと存じます。まず、組合種別の一般組合員、一般職の平成27年度4月から9月の掛金・負担金でございますが、ともに2.20パーミルということで、こちらにつきましては、それぞれ平成26年度よりも0.04パーミル引き下げとさせていただくものでございます。(1)の3につきましては、標準報酬制に移行することに伴う表になります。財源率は同率となるものでございます。続きまして(2)事業の種類でございます。事務内容につきましては一点変更点がございますので、ご説明をさせていただきます。8ページの一番下でございます、体育関係のスポーツ教室の上から3番目、ウォーキング教室でございます。こちらは、平成25年度に行っておりまして、平成26年度は中止とさせていただきましたが、また平成27年度から再開をさせていただくものでございます。概況の9ページにも事業の種類がございまして、今申し上げたもの以外は、変更がないものでございます。続きまして(3)資金計画でございます。表の左の損益計算でございますが、収入支出差し引きをいたしますと、一番下の欄にあるとおり、798万2,000円の利益金が生じる見込みとしております。その隣の差引次年度繰越剰余金につきましては、14億866万8,000円となる見込みでございます。

続きまして9、保健経理第2でございます。こちらの説明につきましては、概況の10ページにお移りいただきたいと存じます。(3)の施設の利用状況及び利用料金でございます。まずイの利用状況でございますが、年間利用予定数を7,691人、利用率は60パーセントを見込んでおります。注意書きにありますとおり、平成27年度の開設期間は平成27年4月10日から11月24日までで、通年ではございません。続きましてロの利用料金でございます。こちらは平成27年度変更がございまして、宿泊料につきまして大人500円の引き上げとさせていただきます。引き上げ理由でございますが、平成24年に行いました経営診断に基づき行うものでございます。続きまして(4)資金計画でございます。表の左側、損益計算の一番下の欄をご覧くださいと存じます。収支差し引きをいたしますと、302万円の利益金が生じる見込みとしております。その隣の差引次年度繰越剰余金は5億2,574万3,000円となる見込みでございます。

続きまして10、保健経理第3でございます。こちらにつきましては、概況の11ページにお移りいただきたいと存じます。このページの(3)、施設の利用状況及び利用料金でございます。まずイの利用状況でございますが、年間利用予定数を2万4,624人と見込んでおるものでございます。また下のロの利用料金でございますが、こちらは平成26年度と変更がないものでございます。続きまして(4)資金計画でございます。こちら表の左側、損益計算の一番下をご覧くださいと存じます。収支差し引きをいたしますと437万5,000円の利益金が生じる見込みでございます。その隣の差引次年度繰越剰余金は2,313万5,000円となる見込みでございます。

続きまして11、宿泊経理でございます。(2)の施設の現況につきましては、下の表をご覧くださいと存じます。利用率でございますが、上段はオークラ千葉ホテルになりますが、67.4パーセントを見込んで

であります。下段は黒潮荘でございます。利用率50.0パーセントを見込んでおります。次に概況の12ページをご覧くださいと存じます。(4)の資金計画の表をご覧ください。表の左側、損益計算の一番下でございますが、1億2,541万9,000円を差引本年度損失金として見込んでおります。その隣の差引次年度繰越剰余金は28億9,651万6,000円となる見込みでございます。

続きまして12、貯金経理でございます。(1)貯金の種類、支払利率及び現況でございますが、概況の13ページにお移りいただきたいと存じます。表の2段目にあります平成27年度末見込みの一番下、支払利率でございますが、2.10パーセントということで、前年度と据え置きとさせていただきます。次に(2)の資金計画でございます。表の左側の損益計算の一番下にありまして、収支差し引きをいたしますと、24億6,324万4,000円の利益金が生じる見込みとしております。その隣の差引次年度繰越剰余金は、513億9,878万1,000円となる見込みでございます。また(4)の予定運用利回りは、計算結果にあるとおり、2.479517パーセントということで、貯金の支払利率を上回っている状況でございます。

続きまして13、貸付経理でございます。(2)貸付金の現況及び貸付利率につきましては、概況の14ページにお移りいただきたいと存じます。一番上の口の貸付条件でございますが、ここでは一点変更点がございます。種類の特別貸付の上から3番目、修学でございます。この二つ隣にあります最高限度額が、1,080万円となっておりますが、平成26年度は、720万円でした。したがって最高限度額が360万円引き上げられることになるものでございます。14ページの一番下、(4)資金計画でございます。表の左側でございますが、概況の15ページにお移りいただきたいと存じます。左側の一番下でございます。収支差し引きをいたしますと、3,837万7,000円の利益金が生じる見込みとしております。その隣の差引次年度繰越剰余金でございますが24億8,080万4,000円となる見込みでございます。

次に14、物資経理でございます。まず(1)の運転資金の状況及び販売品目、月賦期間及び平均利潤率の口の表をご覧くださいと存じます。下から三つ目に手数料率がございます。平成27年度は2.42パーセントで、平成26年度と変更はないものでございます。次にご覧いただきたいのは、(3)資金計画でございます。こちら表の左側でございますが、損益計算の一番下でございますが、収支差し引きをいたしますと、367万8,000円の損失金が生じる見込みでございます。隣の差引次年度繰越剰余金は、1億8,944万7,000円となる見込みでございます。

続きまして概況の16ページをご覧くださいと存じます。15、経過的長期経理でございます。こちらの経理につきましても、平成27年10月から新たに設けられる経理でございます。主に旧職域年金相当部分の給付に係る経理となるものでございます。ここでは、(1)標準報酬月額及び標準期末手当等の額と地方公務員等共済組合法第113条第

2項第3号に掲げる負担金の割合の表をご覧願います。平成27年度は10月から3月で、こちらは負担金のみでございまして、0.263パーミルになるものでございます。次に、(2)の資金計画でございまして、左側の損益計算でございまして、収入は負担金のみで4,527万7,000円となる見込みでございまして、一方、支出につきましては、負担金払込金として同額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みをいたします。

最後に16、財形経理でございまして、こちらにつきましては、(1)、(2)に記載のとおりでございまして、ここで説明したいのは、(2)の貸付金の調達、貸付の条件等の一番下にあります、資金の調達先でございまして、全国市町村職員共済組合連合会からとなるものでございまして、次に(3)の資金計画でございまして、左側の損益計算でございまして、まず収入でございまして、こちらは財形貸付利息、保険負担金ということで46万円となる見込みでございまして、支出でございまして、保険料、支払利息ということで、同額を全国市町村職員共済組合連合会に返済することから、差引本年度利益金は0となるものでございまして、また、隣の差引次年度繰越剰余金は9,000円となる見込みでございまして、

それでは以上をもちまして、平成27年度事業計画及び予算の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 はい。ただ今議案第3号「平成27年度事業計画及び予算」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

須藤議員 はい。

議 長 はい。2番須藤議員。

須藤議員 はい。議席番号2番の須藤です。先日行われました地区別研修会で出された意見を基に、会議規則第25条に基づきまして発言をしたいと思います。

はじめに、宿泊経理でありますけれども、オークラ千葉ホテルの飲食材料について、議長のごあいさつにもありましたように、「常ににぎわいのあるレストラン」、「婚礼メニューの刷新」、「商品力の強化」、さらなる売り上げの増加を掲げている中で、当然、人が集まれば食事はすると思えますし、おいしいものを食べながら楽しい時間を過ごしてもらうためにも、飲食材料費の削減というのは、ちょっと納得いかない部分があるので、ここは再考できないかなと思うのが一つ目です。

二つ目は、施設検討委員会の中の答申で、オークラの人件費が他の部門と比べて極めて高いという指摘をさせていただきました。早急な改善が必要ですよとお伝えしたにもかかわらず、その改善策が、今、どのように生かされているのか。人件費は、職員の給与だけではないと思えます。そうした中で、委託費、委託管理費が増大している理由は何なのかというのが二つ目です。

三つ目は、平成27年度予算で、今後の施設修繕に備えるために施設

収入の2.5パーセントを特別修繕引当金として計上されています。これもいいのでしょうかけれども、昭和58年に開設をした黒潮荘、そして昭和63年に開設をした那須の森ヴィレッジについても、今後の修繕に備えて1パーセントぐらいの修繕費は必要ではないかと思えますけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

次に、那須の森ヴィレッジの修繕費について、貯金經理の相互繰入が5,760万円と書いてありますけれども、修繕費相当のお金の1,857万6,000円でもいいのではないかと思えますけれども、その辺の見解をお聞きしたい。もう一つは、施設運営検討委員会の中の答申で、繰入金金の在り方については、当面の間は保有資産を活用する。建物及び設備の経年劣化について、大改修やリニューアルが生じた場合には、相当額の相互繰入で対応していいと答えていますけれども、今回の修繕工事というのは、この大改修工事に該当するのかどうかを伺いたい。そして、また今後、定期的に修繕工事がいくつか予定されていますけれども、これらも前回と同じように貯金經理の相互繰入を行う予定なのかどうかお聞きしたい。

次に、共済職員の定員管理について、市町村の場合は、職員定数条例がありますけれども、共済の場合にはそれがあるのかどうか。2月号の共済だよりによりますと、職員数が63人と書いてあります。定員管理の目標値に黒潮荘やオークラ千葉ホテルを除いて50人となっていますけれども、この基準はどこにあるのですか。なぜこの質問をしたかといいますと、年次休暇の取得率が平均6日、これは国家公務員の平均の13日、市の平均の11.1日、町や村の8.4より相当低いです。人が足りなくて、休暇も取れないのではないかなと心配をしているのです。それでなくても、補佐が係長兼務や、主幹が係長兼務をしている。いくつの職が兼務されているのか。これも併せてお聞きしたい。やっぱり必要な人員は採用することが必要であると、私は思うのですけれども、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

以上についての見解を求めたいと思います。

施設管理課長 はい。

議長 はい。施設管理課長。

施設管理課長 はい。最初にご質問いただきました三点について、お答えさせていただきます。常になぎわいのあるホテル、レストラン等を目指していくということでございまして、その中での飲食材料費ですが、平成26年度と平成27年度を比較いたしますと、1,670万円ほど減少の見込みをしているものでございます。ホテルの料理原価率につきましては、平成24年度までは概ね30から31パーセントで推移していたところでございますが、平成25年度からの円安ですとか、加えて同年秋口に起きました食品偽装表示問題によりまして、仕入価格の高騰等があったものでございまして、料理原価率が33から34パーセント程度に跳ね上がった状況が見受けられているものでございます。当オークラ千葉ホテルは、オークラグループの中でも料理原価率が高い状況でございまして、

他のホテルにつきましては20パーセント後半ではございますが、30パーセントには達していない状況でございます。当ホテルのみ30パーセントを超えている状況でございます。飲食材料費の率等を抑える対策といたしましては、仕入業者の研究や検討、見直しやホテルオークラ等で取り組んでおりますグループホテル全体での共同購買の活用、いわゆるスケールメリットでメーカーと交渉いたしまして、単価を下げる仕組み、このような形によりまして原価率をとりあえず32パーセント程度に抑えて運営を行いたいと思ひまして、引き下げ、減額を見込んでいます。料理の質でございますが、良い食材を仕入れまして質を落とすことなく、引き続きお客さまに喜んでいただける料理の提供に努めてまいり所存でございます。

続きまして2番目の人件費率の問題でございます。ご指摘いただきましたとおり、平成24年度に行われました施設運営検討委員会の答申において、人件費率が極めて高い状況であり、早急な改善が必要という答申がなされたものでございます。答申後、ここ2、3年、平成24年、25年度の人件費の傾向につきましては、ホテルに勤務しております共済組合の職員が退職したこと等によりまして、職員給与が平均で1,400万円ほど減少しているものでございます。その一方、オークラ千葉ホテルの職員等の人件費、これは委託費という勘定になりますが、平均1,800万円ほど増加している状況でございます。売り上げを増益していくための方針といたしまして、主にセールス担当を増員いたしまして、少しでも多くの件数を獲得する考え方の下に、人員を増員してきたものでございます。オークラグループの中でも宴会の件数というのは、15グループ中3番目に多い状況になっているものでございまして、このような方針の下、売り上げ増加に取り組んでいる状況でございますが、その他のフロントやレストラン、料理部門、調理部門では慢性的に人員が不足している状況でございまして、サービス等の低下につながらないようにするために、平成27年度においては、増員するものでございまして、増を見込んでいます。ただ、人件費の抑制対策といたしましては、現在残業代や配膳業者への委託費用の変動費について、これらの抑制を中心に経費削減を行っているものでございます。ただ、なかなか効果が上がってないような状況でございまして、今後は、実際に人員を増やしたことが売り上げの増加という結果に結び付いているのかどうか、また、適正な人員により効率的に行われているのかどうかを、十分検討しながら、売り上げを上げていくことと、人件費総額の抑制の両方向を進めていくことが重要と考えております。なお、平成27年度まで継続して新入社員等を採用するわけでございますが、以降3年間程度につきましては、凍結もしくは人数を絞って採用する方針を、ホテル側と検討、協議しているものでございます。

続きまして三点目のご質問でございます。修繕の引当関係でございますが、ご指摘いただきましたとおり、本来は、将来の改修に向けましてオークラ千葉ホテルと同様に毎年度の売り上げの一部を当てまして、積み立てを行い対応することが望ましいと考えておりますが、那須の森ヴィレッジ、黒潮荘の両施設におきましては、欠損金補てん積立金の状況から判断いたしまして、改修費用につきましては、他経理からの繰入金

によりまして実施せざるを得ないという判断をしているものでございます。以上でございます。

福祉課長 はい。

議 長 はい。福祉課長

福祉課長 はい。那須の森ヴィレッジに関しますご質問に対して、お答えをさせていただきますと思います。まず、貯金経理からの相互繰入につきましては、修繕費相当のみでいいのではないかということについてでございます。今回、修繕費のほうに上げさせていただいています1,857万6,000円につきましては、そのうち約400万円程度が例年使っております開所前の修繕に係る費用等でございます。それ以外の約1,400万円程度が、今回の平成27年度に予定しております改修工事に係る修繕費ということになっています。この1,400万円を平成27年度の改修工事に係る費用として全額貯金経理からの相互繰入によりまして行う理由でございますけれども、平成24年度に開催いたしました施設運営検討委員会の答申に基づきまして、施設建物及び設備等の経年劣化によります大改修やリニューアルを行う必要性が生じた場合におきましては、相当額の繰入を行い対応することと答申がされていること、それから施設に関する監事監査におきまして、貯金経理の欠損金補てん積立金が法定額を大きく上回る16パーセントぐらいの積立金を保有しているため、それを有効に活用し、組合員の福利厚生に資するため保養所の改修費用等に使ってはどうかというようなご指摘をいただいていることに基づくものでございます。一方、収支状況におきまして、毎年、那須の森ヴィレッジにつきましては、当期損失金が発生していることから、施設運営検討委員会の答申の中では、運営に関しましては当面の間、保有資産、つまり保健経理第2の積立金を活用することにより、繰入を行わずに運営していくこととされております。以上のことに基づきまして、改修工事につきましては、全額貯金経理からの相互繰入により行いまして、保健経理第2の積立金である那須の森ヴィレッジの積立金につきましては、収支の改善に努めながら、当期損失金に対して使用することにより、施設の安定的な運営を行いたいと考えているところでございます。

続きまして、平成27年度の改修工事が大改修に該当するか。また、今後も修繕を行う場合には、貯金経理の資金を活用するのかということにつきましてでございますが、まず、平成26年12月18日に開催いたしました職員議員協議会に提出をしております平成27年度那須の森ヴィレッジ改修工事の概要についてというものに添付いたしました、那須の森ヴィレッジ長期保全改修計画書、これに基づきます改修工事につきましては、大改修に該当するというように考えております。よって、施設運営検討委員会の答申にございます施設、建物及び設備等の経年劣化によります大改修にも該当するというように考えておりますので、当該改修工事については、貯金経理からの相互繰入により行うものとも考えているものです。以上でございます。

事務局長 はい。

議長 はい。事務局長。

事務局長 共済職員の定数管理についてということで、市町村にあるような職員定数条例のようなものが、共済組合にありますかということなのですが、そのようなものはございません。規則、規定の中で定数を定めているものはございません。ただ、どのように職員を配置しているのかと申しますと、これは業務経理に限ってだけなのですけれども、共済制度発足した昭和37年から平成13年ぐらいまでなのですが、総務省の方から、組合員の規模によって業務経理の職員数が決められておりました。例えば、組合員が3万人から3万2,000人であれば何人ですよというようなものがありました。ところが平成12年、13年以降、前年を上回らないようにという形になっております。これは平成9年に組合員数がちょうどピークだったわけです。それからずっと減ってきておまして、それに合わせて市町村の方も職員の数を減らしてきていたというのがございます。行政改革です。そんな中で、共済組合も平成18年に定員適正化計画というものを定めました。それによると平成18年4月1日には、先ほど須藤議員がおっしゃられたように共済だよりも書いてあるのですけれども、平成18年4月1日に54人いたものが、平成24年までに50人にするというものを定めました。今、定数を管理しているものというのと、その定員適正化計画しかございません。

それと、二点目の有給の取得が少ないと、また兼務職が多いということで、人の採用はどうなるのかということですが、その前に兼務職が何人いるのかということなのですけれども、11人兼務している人がいます。オークラで働く人と黒潮荘で働く人を除いた事務職だけの職員は50人なのですけれども、50人のうち11人が兼務職という形になっております。予算書の概況の2ページをご覧いただきたいのですが、平成26年度末見込み人数ということで、オークラと黒潮荘を含めた数になりますが、合計61人となっております。共済だよりでは、63人となっておりますが、2人少ないという形になっております。ただ、このときに1人退職者が出たのと、互助会に職員を1人派遣しておりますので、実際は1人減になっている状況です。そういう中で、また、将来の退職者も見据えた中で、平成27年度では職員採用を行って、平成28年4月から将来的な職員のバランスを取るような人数を採用していきたいと考えております。以上です。

須藤理事 はい。

議長 はい。須藤理事。

須藤理事 はい。一点だけ、今、お答えいただいた兼務職というのが、11人も居て、共済事務局の中で良いのか悪いのか。休暇にしても、さっき私が言ったように国や県より市よりずっと低いわけです。どこに問題があると考えていますか。

事務局長 はい。

議長 はい。事務局長。

事務局長 決していい状況だとは思っておりません。まず、大きな問題としては平成18年に定員適正化を計画したときには、平成19年に年金事務が全国市町村職員共済組合連合会に一元化するというので、事務がある程度減るのではないかという考えがありました。ところが、実際にふたを開けてみるとそうではなかった。それと、平成20年には特定健康診査というものが導入されました。そのようなことで、人が足りないような状況であります。さらには、今年の10月から厚生年金との一元化により、ワンストップサービスというものが発生するわけですから、さらに人が必要だという思いはあります。一方で、昨年11月に市町村課の監査がありまして、その中で、再度、事務の合理化を図る等して、定員適正化計画を作るよう言われております。ただ、私どもとしては、今申し上げたような状況でございますので、この50人を平成18年4月1日の54人に戻してもいいのではないかということで、市町村課のほうには話をしていきたいと思っております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。よろしいですか。

須藤議員 はい。

議長 はい。他にございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 それでは、他にないようでございますので、以上で質疑の終結をいたします。

これより採決をいたします。議案第3号「平成27年度事業計画及び予算について」原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号から議案第6号までは、予算に関連した諸規則等の一部改正でございますので、一括議題といたしたいと存じます。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 ご異議ないものと認め、議案第4号から議案第6号までを一括議題と

いたします。順次事務局から説明を求めます。宍倉保健課長。

保健課長 はい。

議長 はい。保健課長。

保健課長 それでは、議案第4号、千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について上程をさせていただき、私のほうから説明をさせていただくものでございます。千葉縣市町村職員共済組合定款の一部を別紙のとおり変更するものでございます。資料をご覧いただきたいと思います。説明につきましても、要項書をもって説明をさせていただきます。

第1、変更の目的でございます。第1条関係、そして下に第2条関係とございますが、第1条関係につきましても、平成27年4月からの財源率等に係るものでございます。第2条関係につきましても、10月以降の標準報酬制移行に係るものが主なものでございます。第1条関係、1でございます。平成26年度の収支の改善及び短期積立金の状況に鑑み、短期財源率を引き下げるものでございます。2、介護給付費等に要する費用の減少により、介護財源率を引き下げるものでございます。3、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業における拠出金率の変更に伴い、長期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率を引き下げるものでございます。4、平成26年度の利益剰余金の状況に鑑み、福祉財源率を引き下げるものでございます。5、短期経理から業務経理への資金の繰り入れについて、所要の変更を行うものでございます。続きまして第2条関係でございます。1、平成27年10月から掛金・負担金の算定基礎が、給料を基準に計算する手当率制から、標準報酬制に移行することに伴いまして、給料と期末手当等に係る短期、介護及び福祉財源率の表を標準報酬月額及び標準期末手当等の額に係る表に変更を行うものでございます。2、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律によりまして、平成27年10月以降、長期経理は厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理に区分することとされたため、経理単位の変更を行うものでございます。

第2、変更する事項でございます。まず第1条関係、1、短期財源率に関する事項でございます。短期財源率を千分の1.6引き下げ、千分の86.8から千分の85.2とするものでございます。第42条第1項、第42条の2及び附則第5項関係でございます。2、介護財源率に関する事項でございます。介護財源率を千分の0.24引き下げ、千分の11.12から千分の10.88とするものでございます。同じく第42条第1項、第42条の2及び附則第5項関係でございます。3、長期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率に関する事項でございます。育児介護休業手当金拠出に係る短期分財源率を千分の0.48引き下げ、千分の4.32から千分の3.84とするものでございます。こちらも第42条第1項及び附則第5項関係でございます。4、福祉財源率に関する事項でございます。福祉財源率を千分の0.08引き下げ、千分の4.48から千分の4.4とするものでございます。第4

2条第1項及び附則第5項関係でございます。5でございます。資金の繰入れに関する事項。これは、短期経理から業務経理への事務費の繰入れに係る資金の限度額を規定したものでございますが、文言整理でございまして、平成26年度を平成27年度とするものでございます。次に第2条関係でございます。1、短期財源率等に関する事項でございます。まず、給料及び期末手当等の額という表記を、標準報酬の月額及び期末手当等の額に改めまして、次の各表を次の表に改め、(1)として給料の額に乗じる数値の表、そして(2)の期末手当等の額に乗じる数値の表を標準報酬制に移行になりますことから削りまして、この下にございます表を加えるものでございます。2、経理単位に関する事項でございます。長期経理を厚生年金保険経理、退職等年金経理に改め、経過的長期経理を加えるものでございます。第43条及び附則第22項関係でございます。

第3、施行期日でございます。1、この変更は平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年10月1日から施行するものでございます。2、第1条の規定による変更後の第42条第1項、第42条の2及び附則第5項の規定は、平成27年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例によるものでございます。3、第2条の規定による変更後の第42条第1項、第42条の2及び附則第5項の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例によるものでございます。4、平成27年9月30日までに退職し、任意継続組合員の資格を取得した者に係る平成27年10月から平成28年3月までの間における任意継続掛金については、第2条の規定による変更後の第42条の2及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。定款の一部変更については、以上でございます。

引き続きまして、議案第5号につきまして、福祉課長のほうから説明させていただきます。

福祉課長 はい。

議長 はい。福祉課長。

福祉課長 議案第5号、千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正につきまして、上程させていただきます。議案第5号をご覧いただきたいと思っております。内容につきましては1ページ目の貸付規則の一部を改正する要項書を用いまして、ご説明をさせていただきます。

まず、第1、改正の目的でございます。貸付事業の健全な運営を図り、組合員がより利用しやすい貸付制度とするため、入学貸付及び修学貸付における中高一貫校の高校課程への拡大や貸付限度額の引き上げ、また、住宅貸付及び災害貸付における償還要件の緩和措置等について、総務省が定める貸付準則が改正されたことに伴い、規定の整備を図ることを目的といたします。

第2、改正する事項でございます。1、入学貸付、修学貸付における対象教育機関の見直しとして、現在の教育機関に中等教育学校（後期課程に限る）とあります。この中等教育学校後期課程というのは、目的の部分でご説明いたしました、中高一貫校の高校課程のことを指すものでございます。こちらが追加するということになりまして、第3条第5項第2号関係でございます。続きまして、2、修学貸付の限度額の見直しでございます。修学貸付の限度額を一月10万円から一月15万円に引き上げるものでございます。こちらは、第5条第1項第4号ハ関係でございます。3、修学貸付の貸付時期の見直しとして、修学貸付の貸付時期につきましても、貸付を行う各共済組合の理事長の定めるところによるものとするということでございます。これにつきましては、従来3月又は4月でないと貸付が行えないということになっておりましたが、こちらを改めるものでございます。第11条第2項関係でございます。続きまして4、修学貸付償還の据置期間の見直しとして、修学貸付の償還期間の据置期間につきましても、据え置かないことも可能とするというものでございます。こちらは、従来は据置期間を置かなければいけないということになっておりましたが、置かないことも可能とするというものでございます。こちらは、第14条第1項第4号関係でございます。続きまして、5、災害貸付の元金猶予期間についてでございます。災害による災害貸付にかかる元金の返済猶予期間につきましても、現行では償還期間内1年以内としているところを、被災組合員の負担軽減の観点から償還期間外1年とするというものでございます。こちらのほうは、償還期間が最大12カ月、1年延長されるという意味でございます。第14条第3項第2号関係でございます。6、即時償還の要件の緩和でございます。貸付対象となりました不動産が第三者に譲渡された場合におきまして、特別な事情があると理事長が認めた場合は、譲渡の制限はしないことができるよう、要件を緩和するものとするということでございます。この特別な事情につきましては、例えば離婚等によりまして財産分割をした場合や土地等を差し押さえられたというようなことが、特別な事情にあたるというように考えております。こちらが第17条第2号関係でございます。

続きまして第3、施行期日でございます。この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。

福祉課長

続きまして、議案第6号をご覧いただきたいと思っております。千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センターの設置規則の一部改正につきまして、上程をさせていただきます。こちらは同じく要項書を用いまして説明をさせていただきますと思っております。

第1、改正の目的であります。平成24年に行いました経営診断におきまして、宿泊料を1,000円程度引き上げることが妥当との意見に基づきまして、規定料金の宿泊料を500円引き上げて、収益の改善を図ることを目的といたします。

第2、改正の内容でございます。那須高原ちば保健センターに係ります宿泊料につきまして、客室の区分、それから利用者の区分及び利用人数別宿泊料金を定額により引き上げるものでございます。これにつきま

しては、宿泊料の料金表を改めるものということでございます。こちらは別表第1、第15条関係になっております。

続きまして第3の施行期日でございます。この規則は平成27年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、議案第4号から議案第6号までの説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　質疑ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第4号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」、議案第5号「千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」、議案第6号「千葉県市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 　挙手全員であります。よって、議案第4号から議案第6号は原案のとおり可決されました。以上、附議いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして可決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。以上をもちまして、第178回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻14時14分）

平成27年3月18日調製

議 長 岩 田 利 雄

署名議員 相 川 勝 重

署名議員 伊 藤 教 文